

愛知県立加茂丘高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの生徒でも被害者にも加害者にもなり得るという認識の下に対応する必要があります。いじめへの対応に当たっては、教職員は日頃から些細な兆候も見逃さないよう、未然防止と早期発見に努めなくてはなりません。そして、問題を抱え込むことなく情報の共有に努め、学校全体で組織的な指導に取り組む必要があります。

本校は、校訓「さとく ゆたかに たくましく」を掲げ、広い教養と良識のある青年、豊かな情操と思いやりのある青年、困難に耐える意志と体力及び実践力のある青年の育成を目指しています。その実現のために、生徒が、教職員や友人たちとの信頼関係の中で、安心・安全に生活できるいじめのない学校づくりを進めていきます。そして、互いに認め合う人間関係の中で、生徒一人一人が自己有用感を高めるとともに、集団の一員としての自覚と自信をもち、人間として成長できるよう教育活動に取り組んでいきます。

2 いじめ防止対策組織について

(1) 名称

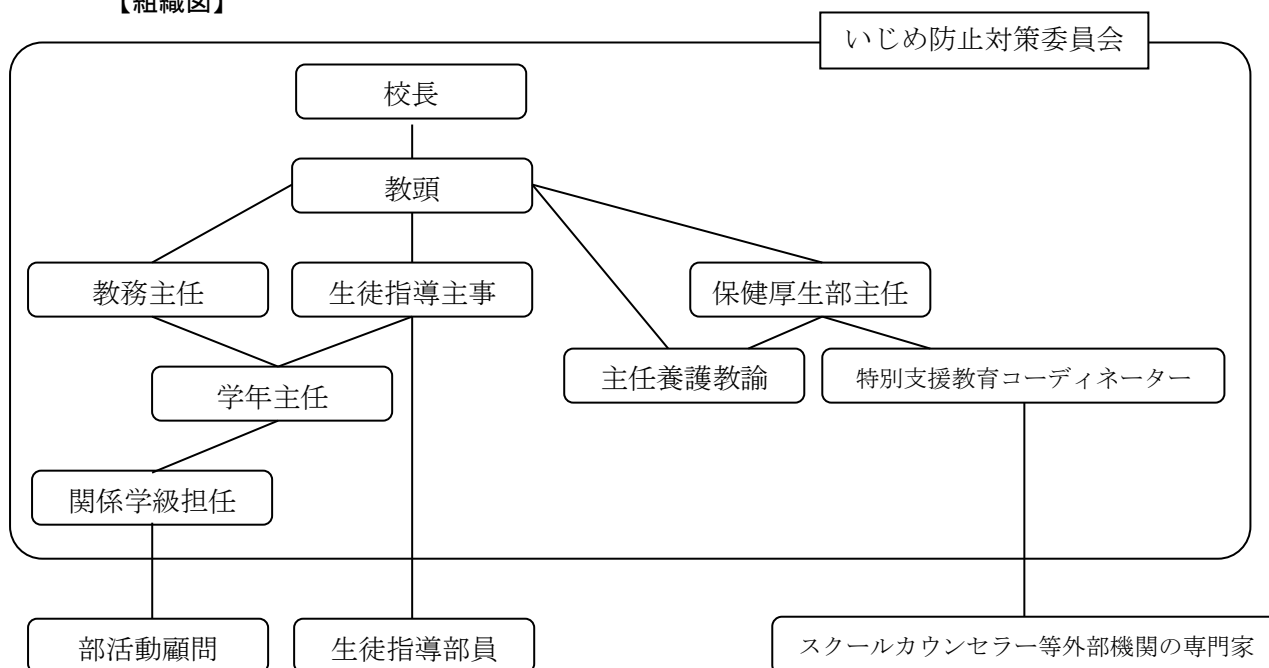
いじめ防止対策委員会

(2) メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健厚生部主任、学年主任、関係学級担任、主任養護教諭、特別支援教育コーディネーター

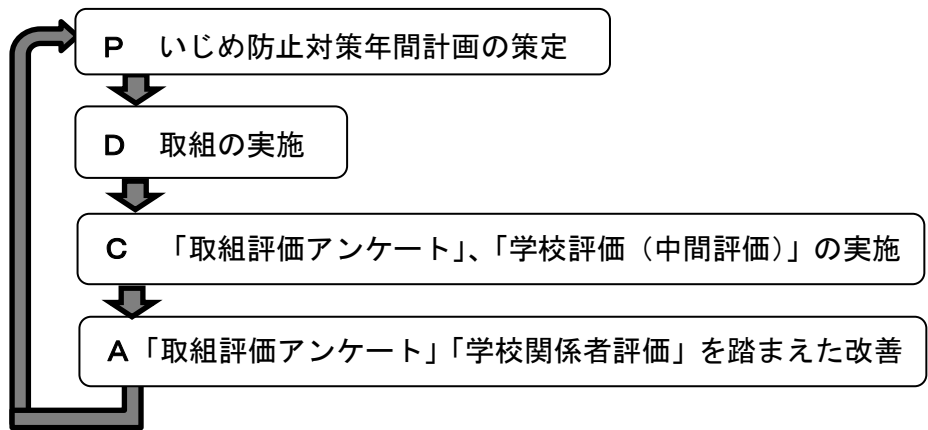
(必要に応じ、部活動顧問等当該生徒と関係が深い教員、スクールカウンセラー等外部の専門家)

【組織図】

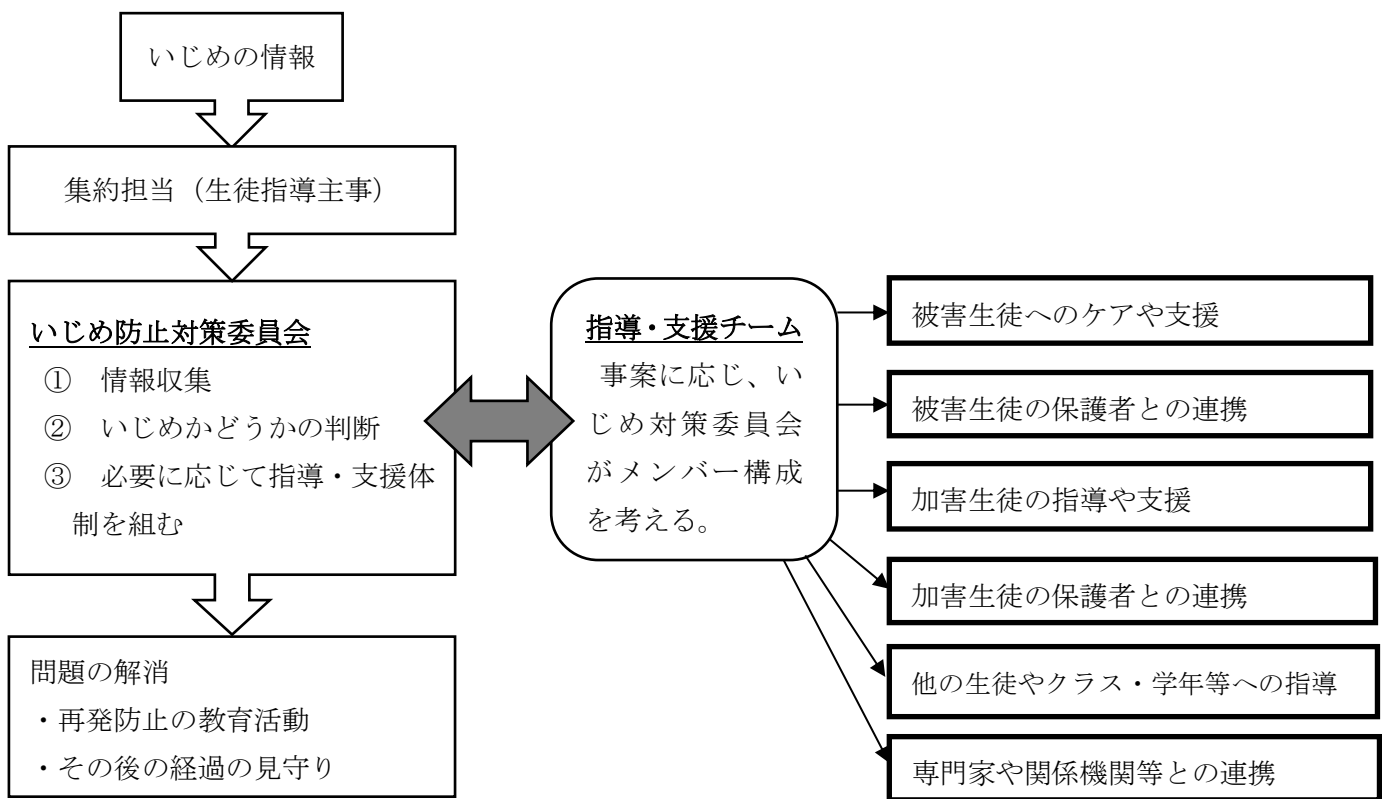


(3) 役割

ア 取組の概要 (P D C A サイクル)



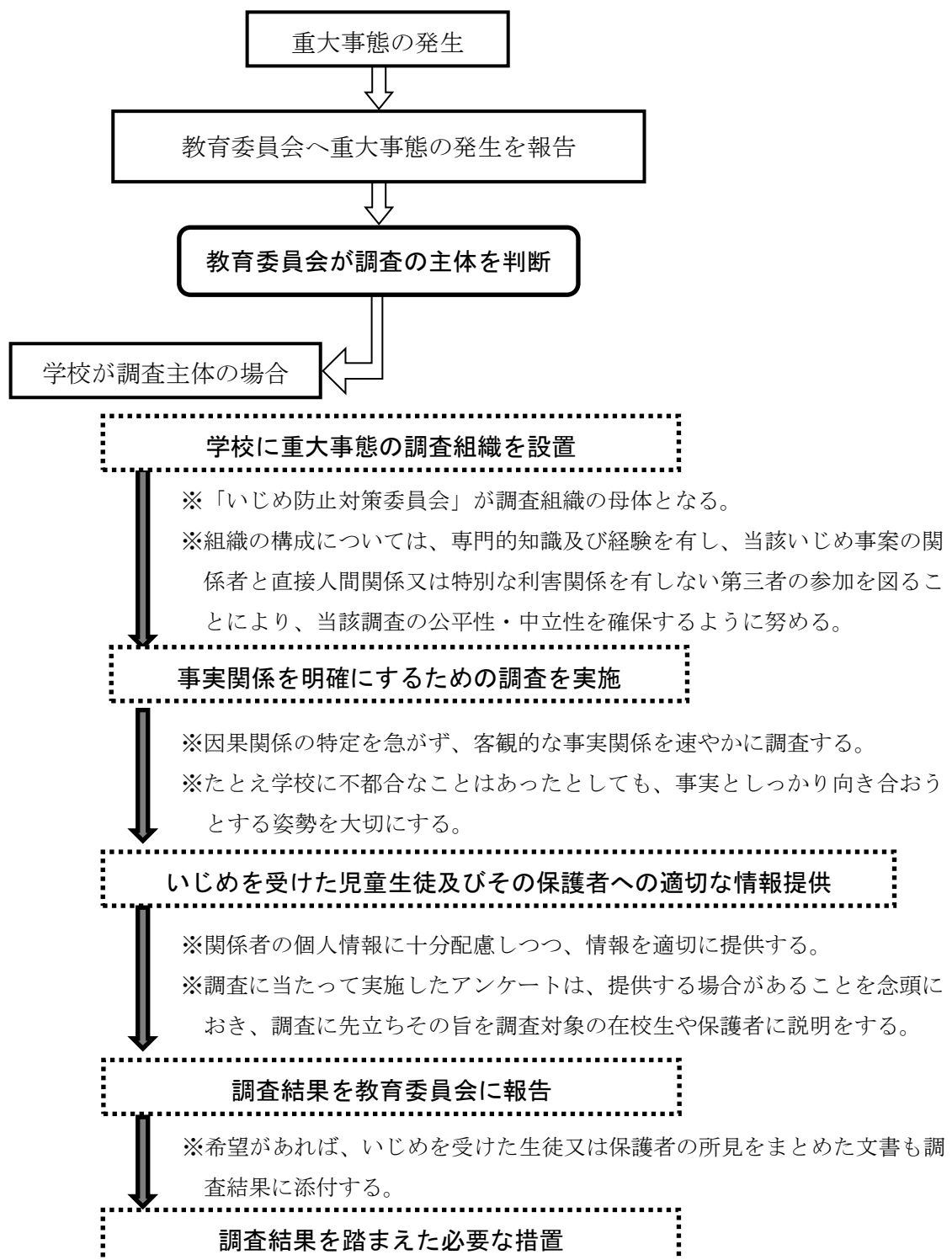
- イ 教職員の共通理解と意識啓発の促進
- ウ いじめ関連情報の収集、整理、分析
- エ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- オ いじめ事案についての対応、措置の決定



カ 重大事態への対応

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



(4) いじめ事案についての対応、措置

いじめの疑いがあるという情報があった場合は、本委員会においていじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめであると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消、再発防止の教育活動、その後の経過の見守りまで、本委員会が中心となって活動する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) 未然防止の取組

- ア 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、常に高い意識をもち適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- ウ 生徒の規範意識やルール遵守の意識を高める。特に、いじめは口頭でのやりとりから始まることが多いことから、日頃から正しい言葉遣いについて意識させる指導をする。
- エ 公開授業を行い、授業改善を進め、「分かる授業」「学び合いの環境づくり」に努める。
- オ 個人面接やスクールカウンセラーの積極的な活用など、教育相談を充実させる。
- カ 学校行事を充実させ、生徒が達成感を得られるようにするとともに、適切な人間関係づくりを推進する。
- キ 保護者、地域に「学校いじめ防止基本方針」を周知し、いっそうの連携を図る。

(2) 早期発見の取組

- ア 遅刻、欠席の増加や、体調不良の訴え、表情の変化等、生徒の発するサインを日頃から見逃さないようにする。
- イ 個人面接を実施し、生徒理解及び生徒集団の理解を深める。
- ウ アンケートの実施と個人面談を併用して早期発見に努める。
- エ スクールカウンセラーの積極的な活用など、教育相談を充実させる。
- オ 教員間の連携を密にし、情報交換を行うとともに、いじめを認知または疑いがある場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- カ ホームルーム等では日頃からいじめを見逃さないことの大切さを指導し、生徒からの情報によっても早期発見ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめと疑われる行為の発見、通報を受けたら、「いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応するとともに、いじめを行った生徒に対しては教育的配慮の下、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導に当たる。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携の下で取り組む。
- エ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- オ インターネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ防止対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査・観察の実施【全学年】 ㊦ ○スクールカウンセラーによる教育相談の周知【全学年】 ㊦ ○面接週間【全学年】 ㊦ ○新入生オリエンテーション【1学年】 ㊦㊧ ○ボランティア活動の実施【全学年】 ㊦ (年間を通じて)	○スクールカウンセラーとの情報交換 ㊦ (年間を通じて) ○スクールソーシャルワーカーとの情報交換 ㊦ (随時)	○「いじめ防止基本方針」の周知(学校ホームページへの掲載) ○必要に応じ委員会の実施(年間を通じて)	○「いじめ防止基本方針」の保護者への説明 ○PTA役員会
5月		○いじめアンケートの実施【全学年】	○いじめアンケートの検証 ○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○PTA総会
6月	○公開授業週間【全学年】 ㊦			○あいさつ運動 ○公開授業週間中の授業公開 ○学校評議員会
7月	○生徒指導講話【全学年】 ㊦			○保護者会
8月	○インターンシップの実施【1、2学年】 ㊦			
9月		○学校生活アンケートの実施【全学年】	○中間評価→検証 ○学校生活アンケートの検証	○交通安全街頭指導
10月			○学校評価委員会での検討	○PTA役員会
11月	○公開授業週間【全学年】 ㊦ ○総合的な探究/学習の時間「道徳学習」【全学年】 ㊦㊧			○文化祭バザー ○公開授業週間中の授業公開 ○学校評議員会
12月	○人権講話【全学年】 ㊦ ○総合的な探究/学習の時間「道徳学習」【全学年】 ㊦㊧			○保護者会
1月		○学校生活アンケートの実施【全学年】	○学校生活アンケートの検証 ○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証 ○学校評価委員会での検討	○学校評議員会
2月				○PTA役員会
3月			○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	

㊦…教務部 ㊧…生徒指導部 ㊨…保健厚生部 ㊩…特別活動部 ㊪…進路指導部 ㊫…学年会